

弱者の借り主を支援

マンションなどの賃料不払いによる契約解除や、不当な明け渡し請求によるトラブルに巻き込まれた借り主の相談に乗

19日に開設

る「借主のための賃貸トラブル110番」が19日、開設される。主催する千葉青年司法書士協議会（古田善宏会長）は「圧倒的な地位の違いがある借り主に焦点を絞り、法

賃貸トラブル110番

的保護を受けられない層の相談を行いたい」と話している。

協議会によると、敷金、礼金が必要ない「ゼロゼロ物件」などのビジネスが現在、広がりを見せているという。部屋の契約時、一般的な賃貸借契約ではなく、「部屋の利用契約」や「施設利用付鍵利用契約」など、違法の疑いもある契約を結ぶのが特徴。数日間の賃料不払いで契約を解除し、高額な違約金を請求した

り、勝手に荷物を運び出されるケースもあるという。

「ゼロゼロ物件」を巡っては今年8日、わずかな支払いの遅れのため、無断で鍵を交換されるなど生活の平穩を著しく侵されたとして、入居者が不動産会社「スマイルサービス」（東京都新宿区）を相手取り、計約1190万円の賠償を求めて東京地裁に提訴した。

相談は午前10時～午後3時。電話番号は0120・918・017。

【神足俊輔】